

重要事項説明書

訪問看護ステーションRITA

重要事項説明書

(訪問看護)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業所名称	株式会社RITA
代表者氏名	代表取締役 枝松 由樹
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岡山市南区西紅陽台2-58-568 本社(086-239-5508・086-363-0019)
法人設立年月日	令和2年8月13日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションRITA
介護保険指定事業者番号	3360191526
事業所所在地	岡山県岡山市中区海吉1752-8
連絡先 相談担当者名	086-239-5508 / 086-363-0019 看護師 福田 輝
事業所の通常の事業の実施地域	岡山市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護ステーションRITA(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者・障がい者に対し、適正な事業の提供を目的とする。
運営の方針	指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間・休日

営業日	月曜日～土曜日
休日	日曜日、5月3日～5月5日、年末年始(12月30日～1月3日)
営業時間	8時30分～17時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分まで

※緊急時はこの限りではありません

(5) 事業所の職員体制

管理者	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。	常勤 1名
主として 計画看護 作業職員等の いう従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常勤 3名
看護職員 (看護師・准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 名 非常勤 1名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 名 非常勤 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 看護職員は、以下の提供に当たりて、次の行為は行いません。

 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
 - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

※ 指定訪問看護ステーションの場合

※ 医療保険は別記記載内容に準ずる

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時訪問看護加算	6,000円	600円	1月に1回
特別管理加算	—	—	1月に1回
ターミナルケア加算	—	—	死亡月に1回
複数名訪問看護加算	2,540円	254円	1回当たり(30分未満)
	4,020円	402円	1回当たり(30分以上)
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	1回当たり
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10/100	左記の 1割	1回当たり
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100	左記の 1割	1回当たり
サービス提供体制強化加算	—	—	1回当たり

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行ないます。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなつていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。下段の〔〕内に記載)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

- ① 在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ② 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 中山間地域等における小規模事業所加算は、サービスを提供する訪問看護事業所が次の地域にあり、1月当たりの延訪問回数(前年の平均延訪問回数)が100回以下の事業所である場合に、利用者の同意を得て加算します。なお、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定します。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。(このことについては、別途説明します。)

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。		
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
② キャンセル料	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です	
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当たりの料金の50%を請求いたします。	
※ ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の翌月15日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。

ア 相談担当者氏名	福田 輝
イ 連絡先電話番号	080-9946-4730
	080-7799-8096
ウ 月曜日～金曜日	9時～17時

※ 担当する看護職員につきましては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケープラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 福田 載
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。
 - ①切迫性:本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ②非代替性:身体拘束その他の行動制限に代わる対応方法がない。
 - ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものその他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名:一般社団法人 全国訪問看護事業協会

保険名:訪問看護事業者賠償責任保険

保障の概要:身体障害、財物損壊、人格権侵害、管理受託物、初期対応費用、被害者治療費等

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 福田 輝 (連絡先: 080-9946-4730)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額 ※別紙に記載とする

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当たりの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額					

(3) その他の費用

①交通費の有無	重要事項説明書4-①記載のとおりです。
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

(4) 1か月当りのお支払い額

(利用料、利用者負担額とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	(目安金額の記載)
----------	-----------

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用料金表の活用も可能です。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地:岡山県岡山市中区海吉1752-8 電話番号:080-9946-4730 ファックス番号:086-207-2801 受付時間:9時~17時 ※日曜日・5月3日~5月5日・年末年始(12月30日~1月3日)は除きます。
【市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村(広域連合)の介護保険担当部署の名称)	所在地:岡山県岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号:086-863-1240 ファックス番号:086-863-1869 受付時間:8時30分~17時15分 ※土~日曜日、祝日及び12月29日~1月3日を除きます。
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	所在地:岡山県岡山市北区桑田町17-5 電話番号:086-223-8811 ファックス番号:086-223-9109 受付時間:8時30分~12時、13時~17時 ※土~日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	岡山市南区西紅阳台2-58-568 本社(086-239-5508・086-363-0019)
	法人名	株式会社RITA
	代表者名	代表取締役 枝松 由樹
	事業所名	訪問看護ステーションRITA
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印
利用者	住所	
	氏名	印

精神科訪問看護利用料金(医療保険)

・負担金は、健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1割～3割)により変わります。

・基本療養費、管理療養費、各加算等があります。

基本療養費Ⅰ			管理療養費	利用料金(円/回)	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	30分未満	4,250円	7,670円	11,920円	1,192円	2,384円	3,576円
	30分以上	5,550円	7,670円	13,220円	1,322円	2,644円	3,966円
3日目まで	30分未満	4,250円	3,000円	7,250円	725円	1,450円	2,175円
	30分以上	5,550円	3,000円	8,550円	855円	1,710円	2,565円
4日目以降	30分未満	5,100円	3,000円	8,100円	810円	1,620円	2,430円
	30分以上	6,550円	3,000円	9,550円	955円	1,910円	2,865円

基本療養費Ⅲ 注)1 同一建物居住者に同一日3人以上			管理療養費	利用料金(円/回)	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	30分未満	2,130円	7,670円	9,800円	980円	1,960円	2,940円
	30分以上	2,780円	7,670円	10,450円	1,045円	2,090円	3,135円
3日目まで	30分未満	2,130円	3,000円	5,130円	513円	1,026円	1,539円
	30分以上	2,780円	3,000円	5,780円	578円	1,156円	1,734円
4日目以降	30分未満	2,550円	3,000円	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	30分以上	3,280円	3,000円	6,280円	628円	1,256円	1,884円

基本療養費Ⅳ 注)2	外泊時 訪問看護	8,500円	850円	1,700円	2,550円

注)1 同一日2人の場合は基本療養費Ⅰと同じ金額になります。

注)2 対象者は、入院中に主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められているものに対して、入院中1回(ただし厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定となります。

加算:精神科基本療養費加算(医療保険)

基本療養費加算		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	
精神科緊急時訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円	
	月15日以降	2,000円	200円	400円	600円	
長時間精神科訪問看護加算 注)3		週1回(厚生労働大臣が定める者は週3回)	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名精神科訪問看護加算 注)4	同一建物内1人または2人	保健師、看護師、作業療法士と同時に1日に1回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	同一建物内1人または2人	保健師、看護師、作業療法士と同時に1日に2回訪問	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	同一建物内3人以上		8,100円	810円	1,620円	2,430円
	同一建物内1人または2人	保健師、看護師、作業療法士と同時に1日に3回以上訪問	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	同一建物内3人以上		13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
	同一建物内1人または2人	看護補助者または精神保健福祉士と同時に実施 週1回を限度	3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内3人以上		2,700円	270円	540円	810円
夜間早朝訪問看護加算 注)5		夜間 (午後6時から午後10時まで)	2,100円	210円	420円	630円
		早朝 (午前6時から午前8時まで)				
深夜訪問看護加算 注)6		深夜 (午後10時から午前6時まで)	4,200円	420円	840円	1,260円
精神科複数回訪問加算 注)7	同一建物内1人または2人	1日2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	同一建物内1人または2人	1日3回以上訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	同一建物内3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円

注)3 訪問看護の時間が1時間半を超えた場合

注)4 看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合

注)5 夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)にサービスの提供を行う場合

注)6 深夜(午後10時から午前6時まで)にサービスの提供を行う場合

注)7 精神科在宅患者支援管理料を算定する保険医療機関の利用者に対して、主治医の指示に基づきサービスの提供を行う場合

加算:精神管理療養費加算(医療保険)

管理療養費加算		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	注)9 1月につき1回	6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算(別紙記載)	特別管理加算 (重症度等の高い利用者様) 1月につき1回	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算 1月につき1回	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	退院・退所につき1回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する者で特別管理加算の対象となる利用者様	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	注)10 退院日の次の訪問時に加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	1月につき1回	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	1月につき2回	2,000円	200円	400円	600円
精神科重症患者支援管理連携 加算	精神科在宅患者支援管理料 【2のイ】を算定する者 1月に1回	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	精神科在宅患者支援管理料 【2のロ】を算定する者 1月に1回	5,800円	580円	1,160円	1,740円
看護・介護職員連携強化加算	厚生労働大臣が定める 疾病等の者 1月につき1回	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費1 注)11	市町村等からの 求めがあった場合 1月に1回	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2 注)11	義務教育諸学校からの 求めがあった場合 1月に1回	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費3 注)12	保険医療機関に対して 情報を提供した場合 1月につき1回	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2	看取り介護加算等を 算定している者	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護ベースアップ評価料(I)	1月につき1回	780円	78円	156円	234円

注)9 利用者のご希望により契約された場合に加算されます

注)10 退院日に訪問した場合

注)11 厚生労働大臣の定める疾病の利用者に対して指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合

注)12 入院または入所する利用者について、指定訪問看護に係る情報を提供した場合

訪問看護利用(医療保険)特別加算の対象

特別管理加算(重症度等の高い利用者様)

- ・在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- ・気管カニューラ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

特別管理加算

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・在宅血液透析指導管理を受けている状態
- ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己疼痛管理を受けている状態
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある患者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者
　　NPUAP分類Ⅲ度またはⅣ度
　　DESIGN-R ®分類(日本褥瘡学会によるもの)D3、D4またはD5
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

訪問看護利用料金(医療保険)

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1~3割)により後期高齢者(75歳以上)算定します。

・介護保険から医療保険への適用保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

- ①多発性硬化症
- ②重症筋無力症
- ③スモン
- ④筋萎縮性側索硬化症
- ⑤脊髄小脳変性症
- ⑥ハンチントン病
- ⑦進行性筋ジストロフィー症
- ⑧パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であっても生活機能者に限る))
- ⑨多系統萎縮(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群)
- ⑩プリオント病
- ⑪亜急性硬化性全脳炎
- ⑫後天性免疫不全症候群
- ⑬頸髄損傷
- ⑭人工呼吸器を使用している場合

2 病状悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3 主治医により特別訪問看護指示書が交付された場合

保険種別の負担割合

後期高齢者(75歳以上)			1割、現役並み所得者の方は3割
社会保険	国民健康保険	高齢受給者 (70歳~74歳)	1割、現役並み所得者の方は3割
		一般 (70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

訪問看護基本料金(医療保険)

訪問看護基本療養費Ⅰ	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
緩和・褥瘡ケアの専門看護師 (同一日に共同の訪問看護)	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

訪問看護療養費Ⅱ 注)1 同一建物居住者	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで	2,530円	253円	506円	759円
週4日目以降	3,030円	303円	606円	909円
緩和・褥瘡ケアの専門看護師 (同一日に共同の訪問看護)	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護療養費Ⅲ 注)2		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護 管理療養費 (1日につき)	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
早朝・夜間加算 (6時～8時・18時～22時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算 (22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
難病等複数 回訪問加算	1日2回訪問 同一建物内1人または2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回訪問 同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上訪問 同一建物内1人または2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上訪問 同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,420円	2,160円

			利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問 看護加算	保健師、看護師、 作業療法士等と 同時の場合(週1回)	同一建物内 1人または2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師の場合 (週1回)	同一建物内 1人または2人	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物内 3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他の職員の場合 (週3回)	同一建物内 1人または2人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物内 3人以上	2,700円	270円	540円	810円

注)1 同一日2人の場合は基本療養費Ⅰと同じ金額になります。

注)2 在宅療養に備えた外泊時(入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回)

訪問看護管理療養費加算(医療保険)

管理療養費加算		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	1月につき1回	6,800円	680円	1,360円	2,040円
情報提供療養費	1月につき1回	1,500円	150円	300円	450円
緊急時訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日以降	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算 注)3	月1回	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	月1回	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算 注)4	1月につき1回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	1月につき1回	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	1月につき2回	2,000円	200円	400円	600円
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2	看取り介護加算等 を算定している者	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
長時間訪問看護加算	週1回 (厚生労働大臣が 定める者は週3回)	5,200円	520円	1,040円	1,560円
訪問看護ベースアップ評価料(I)	1月につき1回	780円	78円	156円	234円
訪問看護医療DX情報活用加算	1月につき1回	50円	5円	10円	15円

その他の費用

死後の処置料	12,000円
日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。	

注)3 特別管理加算に該当する者は別記記載

注)4 退院日に訪問した場合、利用者の状態に応じて月2回を限度